

第1回寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

在宅で要介護4以上と判定された方、市内に近親者(子)がいない一人暮らしの高齢者(65歳以上)、在宅の寝たきり重度身体障害者の方の寝具類を、洗濯・乾燥・消毒します。

●内容

- ①市で契約しているクリーニング事業者が市内を巡回します。
申請者の自宅から寝具類を回収し、洗濯・乾燥・消毒して1週間後にお届けします。
- ②利用料は無料です。ただし利用できるサービスの上限額は、1回につき12,000円です。
(敷布団・掛け布団・毛布など、1品目2点まで申請できます。)



●利用方法

利用される方は申請が必要です。申請窓口は、保健福祉部介護福祉課、各行政局市民課、各出張所で受け付けています。

- 申請期限 5月31日(水)
- 回収・返却予定日(午前のみ) ※申請状況により、日程が変更になる場合があります。

地区	回収日	返却日
滝根	6月5日(月)	6月12日(月)
大越	6月6日(火)	6月13日(火)
都路	6月7日(水)	6月14日(水)
常葉	6月8日(木)・9日(金)	6月15日(木)・16日(金)
船引①(移・瀬川・美山)	6月19日(月)・6月20日(火)	6月26日(月)・27日(火)
船引②(船引・文珠)	6月21日(水)・22日(木)	6月28日(水)・29日(木)
船引③(要田・七郷・芦沢)	6月23日(金)	6月30日(金)

問・申 保健福祉部 介護福祉課 ☎82-1115 各行政局 市民課、各出張所

福島広域雇用促進支援協議会からのお知らせ

職場体験実習“大人のインターンシップ”参加者大募集!

働きたいけどブランクがあって不安な方、違う職種に挑戦してみたいけど自分に合うかわからない方に必見の実習です。求人票だけではわからない部分も自分で見て、聞いて、触れて納得。不安解消のヒントがここにあります。お気軽にお問い合わせください。



- 実習期間 1～3日(見学のみも可能)
- 実習時間 実習先の所定労働時間内(8時間以内)
- 実習内容 実習先の事業所が営む業務の体験
- 実習先 職場体験実習登録事業所(県内約350社)

ご利用ください!就職相談窓口

就職活動中の不安や悩みを話してみませんか? 就職に関する様々なご相談に応じています。相談は無料です。一人で悩まず、ぜひご相談ください。

●電話相談専用フリーダイヤル 0120-810-650
(受付時間…平日の午前9時～正午、午後1時～4時30分)

●メール相談(24時間受付)
ホームページ動きたいネット検索



【共通事項】

受講料・テキスト代無料。掲載内容以外にもさまざまな講習や実習があります。各種セミナー、講習会、面接会へご参加いただいた方(雇用保険受給者)で、証明書が必要な方へ参加証明書を発行します。詳しくは、協議会のホームページをご覧ください。

●申込方法

申込書は協議会田村窓口(産業部商工観光課内)、各行政局、各商工会、田村市地域職業相談室アルファに備え付けてあります。記入の上、田村窓口へ持参、FAX、郵送またはホームページでお申し込みください。

問・申 福島広域雇用促進支援協議会 田村窓口(産業部商工観光課内)
ホームページ…動きたいネットで検索 ☎61-5585 FAX 61-5586



広告欄 Advertisement

有料広告募集中

問い合わせ…総務部 総務課 (☎0247-81-2117)へ

下水道課からのお知らせ

～浄化槽を使用している皆さんへ～

浄化槽は、微生物の働きで汚水をきれいな水にして放流する排水処理施設です。浄化槽を設置すると浄化槽法の規定により①保守点検、②清掃、③法定検査が義務づけられます。

これらの維持管理を怠ると汚れた水が河川などに流れ出て、水質汚染や悪臭発生の原因になります。浄化槽を使用している方は以下の維持管理を必ず行い、美しい自然環境を守りましょう。

- ①保守点検(年3回以上)…浄化槽内の微生物の機能を維持し、浄化槽に設けられた各設備機器が正常に作動するように調整や保守作業を行います。※ただし、保守点検回数は浄化槽の処理方式や規模によって異なります。
- ②清掃(年1回以上)…浄化槽内に溜まった汚泥などの引き抜きや、浄化槽の附属装置や機械類の洗浄を行う作業です。
- ③法定検査…浄化槽法に規定された水質に関する検査のことで、「7条検査」と「11条検査」があり、いずれも県で指定されている検査機関が行います。

【7条検査】

浄化槽の工事が適正に施工されているか、浄化槽が本来の機能を発揮しているかなどを検査します。浄化槽の使用開始後3～5カ月以内に受けてください。

【11条検査】

浄化槽の保守点検や清掃が適正に実施されているか、浄化槽の機能が正常に維持されているかなどを総合的に判断する検査です。浄化槽設置後、毎年1回定期的に検査を受けてください。

●浄化槽管理者(使用者)が変更になったら…

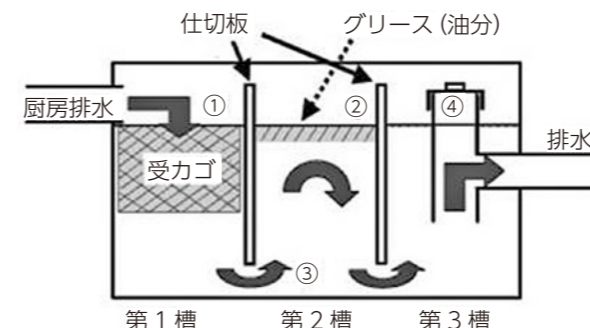
変更になった日から30日以内に浄化槽管理者変更報告書を建設部下水道課に提出してください。



～飲食店等でグリーストラップ(阻集器)を設置している皆さんへ～

飲食店などの厨房から出る排水の油脂分を取り除く装置であるグリーストラップは、清掃などの管理を怠ると十分な機能が発揮されず、悪臭、害虫の発生や下水道管が詰まる原因となります。

設置されている事業者の皆さんは、市の環境を守り、市民の皆さんが快適に暮らせるよう、グリーストラップの適正な維持管理をお願いします。



- ①受けカゴに溜まったごみなどは、毎日清掃してください。
- ②水面上に浮上した油脂分やごみなどは、週1回以上(多い場合は毎日)除去してください。
- ③ごみなどの沈殿物は、月1回以上除去してください。
- ④トラップ内部は、2～3ヶ月に1回以上清掃してください。

【浄化槽・グリーストラップに関するお問い合わせ】

問建設部下水道課 ☎81-2512

原子力被災12市町村農業者支援事業(福島県補助事業)

～29年度第2次募集にかかる事前相談会の実施について～

原子力発電所事故に伴い避難者指示などの対象地域となった田村市の農業者による営農再開や新規作物の導入、規模拡大を支援する「原子力被災12市町村農業者支援事業」が創設されました。29年度の第2次募集に向けた事前相談会を下記の内容で実施します。事業申請をお考えの方は、事業担当窓口へ事前にお問い合わせください。



相談会への参加方法および内容

①事業担当窓口へお電話を

- 受付日時 5月10日(水)～5月31日(水)
午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)
※営農(経営)の状況、お考えの事業構想をお聞きます。

③事前相談会の主な内容

- 事業要望についての聞き取り
- 事業実施計画書、添付資料の作成方法などの説明
- 事業実施計画書などの提出書類の確認

②事業申請に向けた相談会

- 事前相談会 5月15日(月)～6月15日(木)
※先にお問い合わせいただいた内容などにより、改めて相談会の会場および日時を連絡いたします。
※相談内容によっては、相談回数が複数回になる場合があります。

④その他

- 事業に関する詳細は、下記へお問い合わせください。
問・申 県中農林事務所農業振興普及部農業振興課
☎024-935-1308 または 024-935-1307